

# 軽減税率で社会保障は削減されないのか



来年の四月から10%にしていくということ  
でありますから、当然、そのときに約束を  
している社会保障の充実はちゃんと  
行っていく

1/8 衆予算委

—軽減税率に必要な1兆円。財源は。  
安定的な財源をしつかないと確保していく  
たい。その際、社会保障に回つていいもの  
を切るとどうはない。

1/10 NHK「日曜討論」

10%に引き上げる際に2.8兆円の充実をし  
ていくという約束をしているわけなのでござ  
して、(中略) これを軽減税率の方に回すと  
いうことがない。

1/12 衆予算委

出所：衆議院記録部議事速報、  
衆議院インターネット審議中継、  
産経ニュース「NHK番組発言全文  
(2016年1月10日)」より  
山井和則事務所作成

## 軽減税率導入による負担軽減額について

- 軽減税率制度の導入による「一人当たりの平均的な消費税負担軽減額」は、

① 8,000円程度／年

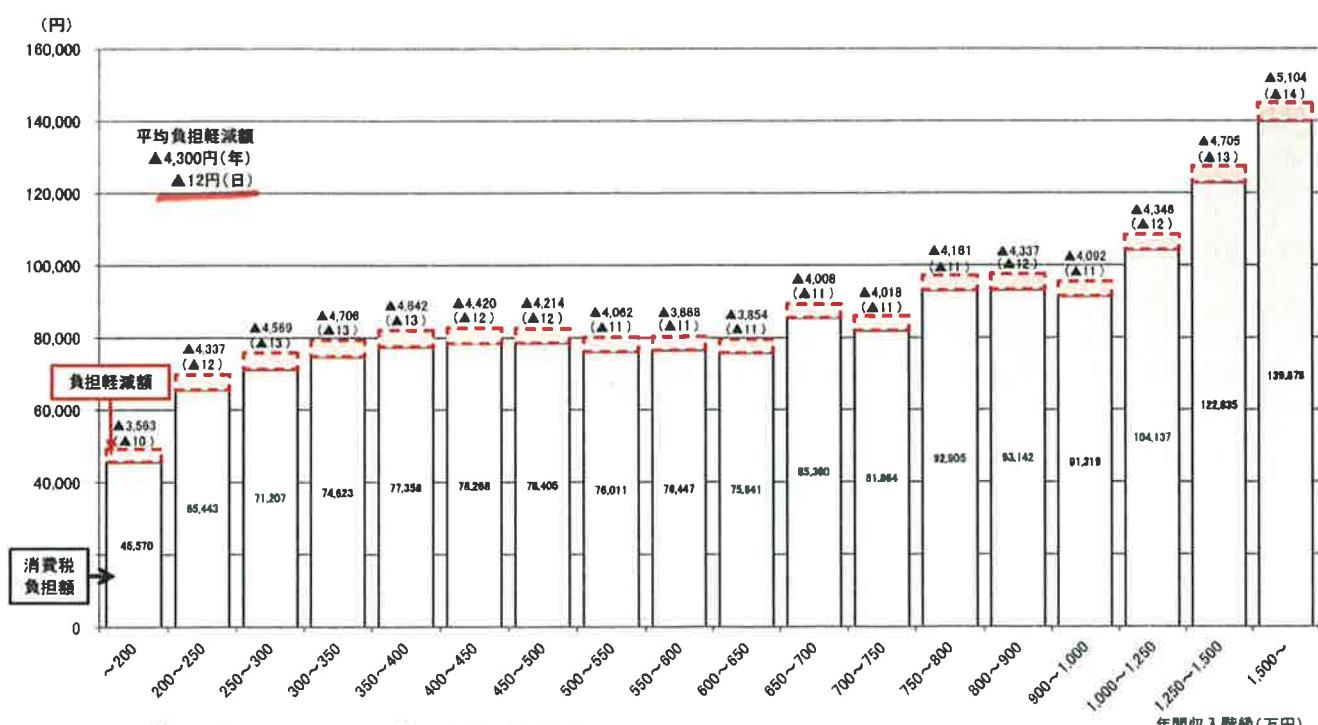
(注) 「軽減税率制度の導入による減収見込み額」1兆円程度を、人口約1.3億人で除したもの。

② 22円程度／1日

(注) 上記①を365日で除したもの。

となるものと考えている。

### 軽減税率による負担軽減額(軽減対象:酒類・外食を除く飲食料品)[1人当たり]



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)の二人以上世帯の消費支出金額等に基づき試算。

(注2) 消費税負担額は、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて算出している。

## 軽減税率制度の導入と社会保障関係費の抑制との関係について

平成28年1月19日  
内閣官房  
総務省  
財務省  
厚生労働省

- 軽減税率制度の導入に必要となる、総合合算制度の見送りにより生じる0.4兆円程度の財源以外の安定財源（0.6兆円程度）については、現時点で具体的な措置内容が念頭にあるわけではなく、今後、歳入・歳出両面にわたって、聖域なく検討していくこととなる。
- いざれにせよ、社会保障については、持続可能な制度を構築し、次世代に引き渡していくため、必要な社会保障の質を確保しつつ、効率化や制度改革の取組を継続・強化していく必要があると考えている。

(3)

# 軽減税率 1兆円＝安定財源

4,000億円

6,000億円

総合合算制度  
(4,000億円)を、  
とりやめ。

(例)低所得者1,000万人  
4万円(年)  
「医療、介護、保育料」  
の自己負担軽減

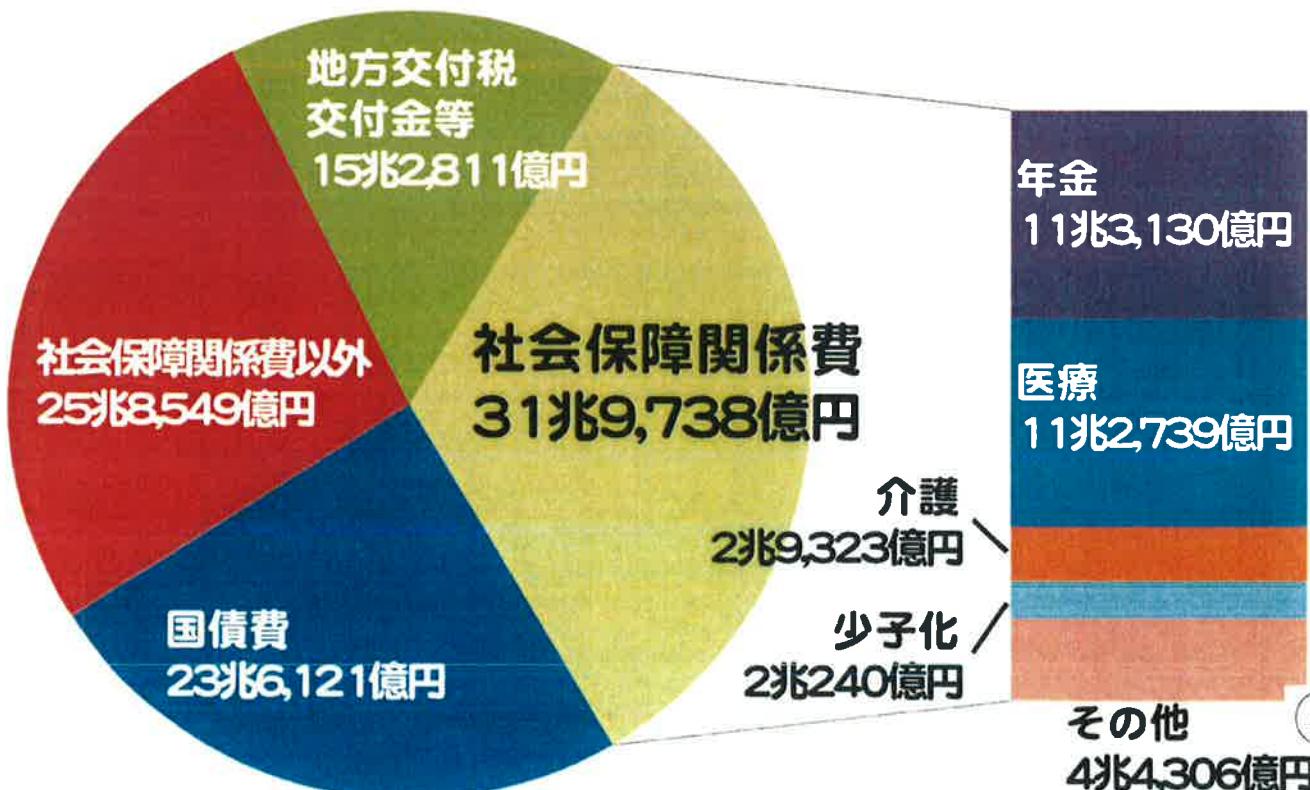
「安定財源 (0.6兆円) は、  
現時点で具体的な措置内容が  
念頭にあるわけではなく、今後、  
歳入・歳出両面にわたって、  
聖域なく検討していく」

出所: 「軽減税率制度の導入と社会保障関係費  
の抑制との関係について」  
内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省

2016年2月5日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

出所: 政府資料より山井和則事務所作成

## 2016年度予算の社会保障関係費



2016年2月5日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

出所: 財務省資料より山井和則事務所作成

図表 予算編成における社会保障関係費削減一覧

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自然増試算	9,100億円 ・医療3,200億円 ・年金2,000億円 ・介護、福祉 2,750億円 ・雇用保険 1,150億円	9,100億円 ・医療3,900億円 ・年金2,100億円 ・介護、福祉等 3,100億円	1兆800億円 ・医療4,500億円 ・年金3,500億円 ・介護、福祉等 2,800億円	8,000億円 ・医療3,000億円 ・年金2,000億円 ・介護、福祉等 3,000億円	7,700億円 ・医療2,800億円 ・年金2,700億円 ・介護、福祉等 2,200億円 ・雇用保険 ▲300億円	7,500億円 ・医療3,600億円 ・年金2,800億円 ・介護、福祉等 800億円 ・他省庁要求分 300億円	8,700億円 ・医療3,700億円 ・年金3,300億円 ・介護 800億円 ・福祉その他 900億円
削減目標額	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円	▲2,200億円
削減額の内訳				医療制度改革 (▲900億円)			
		診療報酬改定 (▲717億円)		診療報酬改定 (▲2,390億円)		診療報酬改定 (▲660億円)	
						後発医薬品普及 (▲220億円)	後発医薬品普及 (▲230億円)
						政管健保国庫負担 見直し	
						国民健康保険組合国庫補助見直し (▲40億円)	
						医療保険加入資格適正化 (▲230億円)	
	年金物価スライド引下げ (▲1,150億円)	年金物価スライド引下げ (▲100億円)	年金物価スライド引下げ (▲100億円)	年金物価スライド引下げ (▲110億円)			
			介護保険制度改正 (▲420億円)				
	介護報酬改定 (▲300億円)			介護報酬改定 (▲90億円)			
			支援費制度見直し (▲43億円)				
			公費負担医療利用者負担見直し (▲38億円)				
		生活保護老齢加算見直し (▲167億円)			生活保護母子加算見直し等 (▲420億円)	生活保護母子加算見直し (▲50億円)	
	雇用保険制度改革 (▲500億円)				雇用保険国庫負担見直し (▲1,810億円)		
	その他 (▲250億円)	その他 (▲270億円)					
参考		三位一体改革 (▲2,320億円) ・公立保育所運営費 ほか	三位一体改革 (▲6,300億円) ・国民健康保険国庫負担 ・養護老人ホーム等保護費負担金 ほか	三位一体改革 (▲6,707億円) ・児童扶養手当給付費負担金 ・児童手当国庫負担金 ・介護給付費等負担金 ほか			新たな財源による削減額の圧縮 (▲1,970億円) ・道路特定財源の一般財源化 (▲600億円) ・特別保健福祉事業資金の精算 (▲1,370億円)
予算額(当初)	18兆9,907億円	19兆7,970億円	20兆3,808億円	20兆5,739億円	21兆1,409億円	21兆7,824億円	24兆8,344兆円
予算額(補正後)	19兆6,844億円	20兆3,947億円	20兆8,235億円	20兆8,728億円	21兆3,526億円	—	—

※平成16～18年度については、三位一体改革でも国庫負担見直しによる社会保障費の削減が行われているため、合計数は合わない。

三位一体改革と合わせ、最終的に自然増から削減額を引いた数字に、社会保障関係費は収まっている。

(出所) 財務省・厚生労働省資料より作成

5

出所：参議院「立法と調査」(2009年1月)

# 社会保障の充実と重点化・効率化

（参考）平成24年11月30日時点

## 【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実（待機児童の解消などの量的拡充と質の向上）
  - ・「子ども・子育て支援制度の実施による、幼児教育・保健と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急対策事業」
  - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施

## 【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制改革
  - ①病床の機能分化・選択・在宅医療の推進等
  - ・病床の機能分化と選択を進め、発症から入院、回復期（リハビリ）、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰が可能になります。
  - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の維持を支える。・医師、看護師等の医療従事者を確保する。（新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置）

- 医療・介護システムの構築
  - ②地域包括ケアシステムの構築
    - 介護が必要な方も住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括アシストシステムを構築するため、以下の取組を行います。
    - i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の整備強化、iii) 職業訓練施設、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し、v) マンパワーの確保など

- 医療・介護保険制度の改革
  - ③医療保険制度の財政基盤の安定化
    - ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充
    - ・国民健康保険の保険者、運営等の在り方にに関する改革の前提として行われる財政支援の拡充等
  - ・社会保障に対する国民補助
    - ④保険給付の対象となる被保険者の範囲の適正化等
      - ・保険給付の対象となる被保険者の範囲の適正化等
      - ・低所得者に配慮しつつ行う高齢者米寿の見直し
  - ・国民健康保険等の低所得者医療料制度精査の拡充
    - ⑤介護保険の一号保険料の低所得者経済強化
      - ・介護保険料の低所得者経済強化

- 薬剤・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立
  - ⑥後期高齢者支拂金の全面終身報酬制の導入
    - ・一定以上所得者の介護保険利用者負担の見直し
    - ・特別養護老人ホーム多床室の居住費の見直し
    - ・所得水準の面で国保組合の国保料助の見直し
    - ・短期間労働者に対する被用者免除の見直し

## 【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実
  - ・(例) 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等（待機児童の解消）

## 【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制の効率化・量的拡充と報酬強化
  - （うち、総合算定制度～0.3兆円程度）
- ～医療・介護サービスの提供体制の効率化・量的拡充と報酬強化
  - ～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと待機児童のための一括的な法整備～
  - ・病院・病床報酬の分化・割合と削減・在宅医療の充実等（8,800億円程度）
  - ・在宅介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築（2,800億円程度）
  - ・上記の重点化に伴うマンパワー増強（2,500億円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化・逆進性対策
    - ・被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
      - ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）
  - b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
    - ・1号保険料の低所得者保険料制度強化（～1,300億円程度）
    - ・その他（総合算定制度～0.4兆円程度）

- 医療・介護システムの構築
  - ～制度の持続可能な観点から高齢健常費の改善に必要な財源と方策を検討することも、まずは年間での負担上限等の導入を目指す
  - ・高齢者医療制度改革※）
    - （※3章の「概要」では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめ子の内容等について三党間で合意に向けて協議するとされている。

- 薬剤・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立
  - ～制度の適正化（～1,300億円程度）
  - ・介護予防・生活化施設の重点化（在宅への移行）（▲1,800億円程度）

- 薬剤・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立
  - ～制度の適正化（～1,600億円程度）
  - ・介護予防・生活化施設への影響は縮小（～1,600億円程度）

- 薬剤・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立
  - ～制度の適正化（～1,500億円程度）
  - ・介護予防・生活化施設への影響は縮小（～1,500億円程度）

（注）

（注）総合算定制度は、仮に消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することになれば、「社会保険の充実」に含まれる一つの候補ではあった。これに伴い、総合算定制度をその財源に充てるに当たり、総合算定制度相当額（0.3兆円程度）に伴う低所得者対策としては実施することはない。

## 【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実
  - ～(例) 0～2歳児保育の充実

## 【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制の効率化・量的拡充と報酬強化
  - （うち、総合算定制度～0.3兆円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化・逆進性対策
    - ・被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
      - ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）

（注）

（注）総合算定制度は、仮に消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することになれば、「社会保険の充実」に含まれる一つの候補ではあった。これに伴い、総合算定制度をその財源に充てるに当たり、総合算定制度相当額（0.3兆円程度）に伴う低所得者対策としては実施することはない。

## 【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実
  - ～(例) 0～2歳児保育の充実

## 【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制の効率化・量的拡充と報酬強化
  - （うち、総合算定制度～0.3兆円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化・逆進性対策
    - ・被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
      - ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）

（注）

（注）総合算定制度は、仮に消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することになれば、「社会保険の充実」に含まれる一つの候補ではあった。これに伴い、総合算定制度をその財源に充てるに当たり、総合算定制度相当額（0.3兆円程度）に伴う低所得者対策としては実施することはない。

## 【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実
  - ～(例) 0～2歳児保育の充実

## 【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制の効率化・量的拡充と報酬強化
  - （うち、総合算定制度～0.3兆円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化・逆進性対策
    - ・被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
      - ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）

（注）

（注）総合算定制度は、仮に消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することになれば、「社会保険の充実」に含まれる一つの候補ではあった。これに伴い、総合算定制度をその財源に充てるに当たり、総合算定制度相当額（0.3兆円程度）に伴う低所得者対策としては実施することはない。

## 【子ども・子育て】

- 子ども・子育て支援の充実
  - ～(例) 0～2歳児保育の充実

## 【医療・介護】

- 医療・介護サービスの提供体制の効率化・量的拡充と報酬強化
  - （うち、総合算定制度～0.3兆円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化・逆進性対策
    - ・被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
      - ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）

- 医療・介護保険制度の改革
  - ～被用者保険料制度の改正等（～2,200億円程度）
</ul

る。

- 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保健士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

- 政府は、幼児教育・保健・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源確保に努めるものとする。

- 政府は、この法律の施行後 2 年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成 27 年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

⑥ 幼児教育・保健・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回消費税率の引き上げによる財源を含めて 1 兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

## 子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）（案）

～1兆円超の財源を確保した場合における、0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）～

本資料については、平成 26 年 3 月 28 日に閣議された子ども・子育て会議（第 14 回）、子ども・子育て会議基盤整備評議会（第 15 回）会議録で取りまとめたが、子ども・子育て会議における「質的拡充」と「質の向上」についても、2~4 の「の向上的」の項目から、所要額の全部が「0.7兆円の範囲で実施する事項に含まれている項目を削除したことによって、残った項目について、内容を削除したことにより、機械的に算出していること」に、「尺度」等と説明されていることなどについても考慮せず、金額部分のみに着目して要計算を行い、その計算結果に「留意」を付している。結果を(1)~(3)項別に実施する事項の所要額（参考数値）として括記（緑字部分）したもの。

### 2. 質の向上（給付等開拓）

※所要額（総額）の括弧は(1)~(3)項別に実施する事項における所要額		
項目	所要額（総額）	所要額（所要額） （参考数値）
3歳児を中心とした職員配置の改善	1261億円程度	0.3兆円超で実施する事項の所要額 （参考数値）
研修の充実	94億円程度	1261億円程度
休日保育の充実	32億円程度 (28億円程度)	56億円程度
職員の定員・賃俸の仕組み（職員給与の改構・キャリアアップの充進）	952億円程度 (57)億円程度	4億円程度
保育認定の区分に応じた対応	337億円程度 (337億円程度)	381億円程度
地域の子育て支援・兼業支援	597億円程度597 (150億円程度)	425億円程度
小学校との連携の改善	86億円程度 (14億円程度)	72億円程度
年次負担への対応	194億円程度 (45億円程度)	149億円程度
施設費・栄養費・その他の職員の配当	362億円程度 (22億円程度)	340億円程度
第三者評価等の導入	42億円程度 (12億円程度)	30億円程度
低所得者世帯の貧困絶滅拡充	※所要額や対象者の範囲等については、今後検討	—
保育基盤の引上げに伴う利用者負担の増加による 経済影響	▲226億円程度 (▲197億円程度)	▲226億円程度
3. 質の向上（地図子ども・子育て支援基盤強化）		
項目	所要額（総額）	所要額（所要額） （参考数値）
延長保育の充実	164億円程度	0.3兆円超で実施する事項の所要額 （参考数値）
放課後児童クラブ事業の充実	463億円程度 (270億円程度)	154億円程度
一時預かり事業の充実	12億円程度	193億円程度
ファミリーサポートセンター事業の充実	4億円程度	12億円程度
利用者支援事業	342億円程度 (192億円程度)	—
業務報酬に伴う報足給付事業	103億円程度 (3億円程度)	100億円程度
研修の充実	19億円超	19億円程度
4. 質の向上（社会的基盤強化）		
項目	所要額（総額）	所要額（所要額） （参考数値）
社会的基盤の充実	242億円程度 (93億円程度)	0.3兆円超で実施する事項の所要額 （参考数値）

※所要額が「—」のものは、金額が特定できていないことによるもの。  
※この表に示された項目に係る 0.3兆円超で実施する事項の所要額（参考数値）は、3,502億円程度（参考数値）  
記載を考慮せず、金融部門のみに着目して機械的に合計した金額は、3,306億円程度（参考数値）

出所：民主党・自由民主党・公明党「社会保障・税一体改革に関する建議書」

2016年2月5日 衆議院予算委員会 山井和則配布資料

7

出所：政府資料

**介護保険 調理・買い物 物除外**

厚労省17年度にも

厚生労働省は、介護保険制度で「要介護1、2」と認定された軽度者向けサービスを大幅に見直す方針を固めた。具体的には、調理、買い物といった生活援助サービスを保険の給付対象から外すことを検討する。膨らみ続ける社会保障費を抑えるのが狙いで、抑制額は年約1100億円、約30万人の利用者に影響が出る可能性もある。

などがある。

		身体介護
介護保険の利用者数 約179万人	の介助 入浴・トイレ・着替え	現行のまま
要支援者は約109万人	生活援助 掃除・洗濯など	?
（2015年1月現在）	買物・調理	現行のまま
	介護保険料 約181万人	現行のまま

\*厚生労働省の介護サービス事業所調査などを基に作成

調理や買い物、掃除などを生活援助にかかるるサービスをすべてを介護保険から外れた場合、年約1100億円の削減が見込める。これらの中のサービスを使っている軽度者は約30万人とみられる。

【東京新聞朝刊 2016/1/21】

介護保険、家事援助除外も

## 軽度者対象自己負担を検討

厚勞省

厚生労働省は「一十日まで会保障費を抑制する狙いがに、介護の必要度が比較的低い「要介護1、2」の人を対象に、在宅での生活を援助するサービスの在り方を見直す方針を固めた。掃除や調理、買い物などの援助を介護保険の対象から外し、原則自己負担とするなどを検討する。膨張する社

援

助

見

直

す

方

針

を

固

め

た。

掃

除

や

調

理

、

買

い

物

な

ど

の

援

助

を

介

護

保

険

の

対

象

か

ら

外

し、

原

則

自

己

負

担

と

す

る

こ

と

を

検

討

す

る。

ト

イ

レ

や

入

浴

な

ど

の

介

助

を

す

る

身

体

介

護

は

見

直

し

の

対

象

と

は

し

な

い。

社

会

保

険

の

審

議

会

の

部

会

で

一

月

か

ら

議

論

を

始

め、

年

内

に

結

論

を

出

し、

二

〇

一

七

年の

通

常

国

会

で

議

論

を

す

る。

での法改正を目指す。  
見直しの対象となるのは、主に介護ヘルパーが自宅を訪れる訪問介護の生活援助サービス。二二年度の厚労省の調査で、訪問介護の利用者のうち生活援助サービスだけを使う割合は、要介護者は50%を超えるため「ヘルパーを家政婦代

田程度で生活援助（四  
分以上）を利用できる  
己負担になれば、一回  
五百円程度かかること  
ある。このため厚労省は  
治体が実施している家  
援サービスへの補助を  
して利用者負担を緩和  
ことも検討していく。

りにしていき」との指摘が出ていた。財務省も昨年、介護の必要度が低い人につけば原則自己負担とするよう求めた。

介護保険を使うと利用者は一・二割負担で済み、一割負担の人は一回三百五十

実させたい考えだ。  
介護現場に詳しい結城康博・淑徳大教授は「ヘルパーが自宅を訪れる生活援助

べてが55歳以上になる2020年には約38万人の介護人材が不足する見込み。苦渋の判断といえるだろう。

ただ、見直しには、「家の手助けが得られなくなるれば、施設暮らし」が増える。長期的には「ストップ」との

声もある。保険から外れたサービスを提供する民間事業者が少ないので、地域に住む利用者や低所得者への支援も検討課題だ。自治体では今年度から、研修を受けた生協らによる高齢者の家事支援が始まった。国はこうした取り組みを強化して代替サービスの受け皿作りを急ぐべきだ。

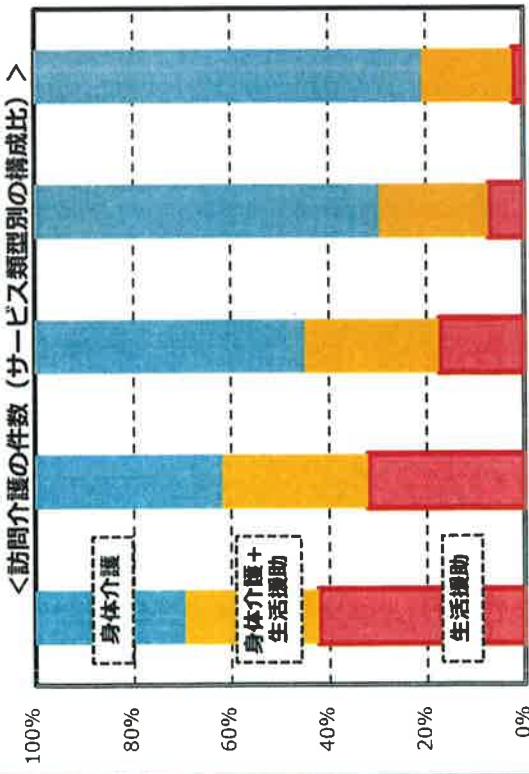
「住み慣れた地域で自立した生活を送るサービスを確保する」という介護保険の理念に立ち返り、慎重な議論が求められる。

軽度者への生活援助の在り方

（経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画））

卷之三

- 要介護者に対する訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分けられるが、要介護5では、生活援助のみの利用件数は全件数の5%未満であるのに対し、軽度の要介護者（要介護1・2）では、生活援助のみの利用件数が全件数の概ね4割となっている。
  - 生活援助の内容は、掃除の占める割合が最も多く、次に一般的な調理・配膳が多い。
  - これらの在宅サービスには多くの民間企業が自由参入しているが、介護報酬に定められた公表価格を下回る価格を設定している事業者はほとんどなく、価格競争は行われていない。



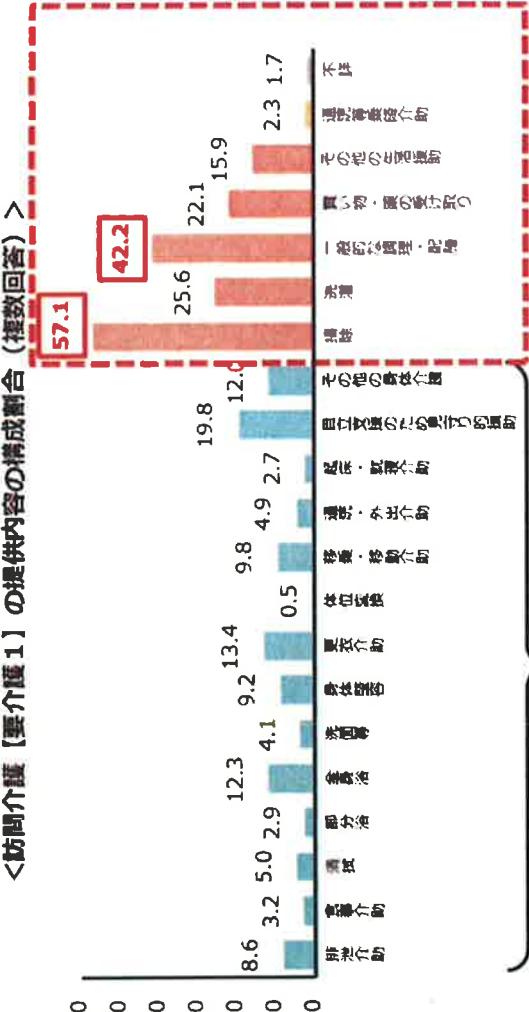
两个班 1 两个班 2 两个班 3 两个班 4 两个班 5

〔出典〕 厚生労働省「平成26年度介護給付費実績調査」

卷之六

- (業)** 軽度者に対する生活援助は、日常生活で通常負担する費用であり、介護保険給付競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべき。

[出典] ■年表附卷「平成24年度介護サービス事業所監査」



生活標助

資料 II - 2-21

11

民間サービス事業者の性格・サービ

- 競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべき。

**検討・実施時期**（案）  
速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、平成29年通常国会に所要の法案を提出する。